

第1部 各章への論評

大沢真理 皆さま、こんにちは。上野千鶴子さん、中西正司さんが共編で出版された『ニーズ中心の福祉社会へ：当事者主権の次世代福祉戦略』（医学書院、2008年）を読み解くという書評セッションを開始します。私は司会の大沢真理で、この本に第7章を寄稿しています。本日の主催は、上野さんが東大に着任されてから月1回以上の頻度で開催しておられる東京大学ジェンダーコロキウム、それと二つのグローバルCOEです。一つは「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」、これは東北大学が本拠点のプログラムで、連携拠点が私の勤務先の東京大学社会科学研究所に置かれております。もう一つが立命館大学生存学センターを拠点とするグローバルCOE「生存学」で、こちらにおいての立岩真也さんが拠点リーダーです。

上野さんと中西さんは、2003年に岩波新書として『当事者主権』を出版されました。この問題提起の書から5年、まさに「満を持して」世に問うのが本書です。当事者主権の次世代戦略としてデザイン、ビジョン、そしてアクションのシナリオまでを収めていると謳っています。

では早速書評セッションに入ります。1章から10章までの出席予定の著者がそろっています。まず第1章「当事者とは誰か？」（上野千鶴子）について、早稲田大学大学院の熱田敬子さんから批評をいただきます。どうぞよろしくお願ひします。

熱田敬子 では、始めさせていただきます。「当事者概念をめぐる限定と拡散—ニーズが当事者をつくることの意味—」と

いうタイトルです。1の「当事者主権が積み残したもの」をご覧ください。『当事者主権』は、「である」当事者という属性と切り離された「なる」当事者という概念¹を提示したことで、当事者という言葉に新たな可能性を与えました。ですが同時に、同書に対しては二つの疑問が残っています。

一つは代理表象が不可能であるとされる、個別的で特殊な存在としての当事者同士が、いかに連帯するのかということです。もちろんこの疑問は、経験的には既に答えられています。しょうがい当事者のピア・カウンセリングや、「誰も誰をも代表しない。誰も誰にも代表されない」としてムーブメントをつくってきた女性学の例として、『当事者主権』にも紹介されているとおりです。ですが、理論的に連帯の基盤をいかに構築するのかということについては、『当事者主権』は十分に答えていませんでした。

もう一つは「なる」当事者と「である」当事者の間の関係です。「なる」当事者という属性は、当事者であるための十分条件ではないということは示されました。それでは必要条件ではあるのでしょうか。人は自己定義によって当事者になれるならば、「である」当事者ではない人間も「なる」当事者になることができるのでしょうか。

¹ 属性と当事者性を切り離した当事者に関する考察は、ほかにも前後して現れた。べてるの家の向谷地生良の、「〈問題〉と人との、切り離し作業」が、「当事者研究」において必須であるという認識もその一つである（向谷地 2005: 4）。

『当事者主権』後、この二つの視点から、当事者概念に関するさまざまな議論が行われてきました。整理すると、代理表象不可能な当事者の範囲を限定づけていこうという動きと、当事者概念を拡散させ、より多くの方を当事者の中に取り込んでいこうという動きとに分けられます。上野さんは、「当事者とは誰か？」でこれらの問いに答え、「当事者の拡散を抑制する」²という方向を打ち出しました。

本報告ではまず、『当事者主権』後の当事者概念をめぐる議論を概観し、その上で「当事者とは誰か？」がそれにどう答えているかを見た上で、今後の当事者概念の発展の方向性を考えることにします。ポイントは、当事者概念の基礎はニーズにある、ということです。

それでは、レジュメの2、「当事者概念の限定と拡散」という点から議論を紹介していきます。まず限定についてですが、代理表象が不可能な当事者同士がいかに連帯するのかという問題に対応する議論として、当事者の範囲が限定されていくことへの懸念が表明されています。

不登校の当事者についての研究を行い、当事者についての様々な考察をおこなっている貴戸理恵は、当事者を個別的で、特殊な、代理表象不可能な存在とすることによって、当事者が専門家に代わる別種の権威として「特権化」されるのではないかと述べました。

貴戸は、「本人が言うのだから間違いない」という形で、当事者の立場が特権化され、それ以上の議論がおこなわれなく

なることへの危惧を表明しています。特権化された、「モデル当事者」の語りや運動へと組織される中で、「その状態を生き続ける一人ひとりの語りの多様さは、脇へと寄せられていく」として、代理表象不可能だったはずの当事者同士の間で代弁や抑圧が起きるといいます(貴戸2006:226)。このように解釈すれば、当事者同士が、代理表象不可能な個別存在であるままに連帯し、運動をおこすということはむしろ見えやすいでしょう³。

そして、当事者が特権化され、代理表象不可能であるとされたときの、支援者や専門家(研究者)との断絶を心配する声もあります。

地域商店街のフィールドワークを行った阪本英二は、「当事者」という言葉が当事者と、「傍に居続ける彼/彼女」の断絶をもたらすような事態を避けなければならないとします。その意図も、また、「異論を差し挟みがない別種の権威」として当事者が特権化されることを危惧する貴戸と同じく、議論を閉ざすことを避け、「より多くの人たちが立ち寄り対話できる問題へと」ひらくことです(阪本2007:154)。

これらの議論を要約すると、当事者の間で、当事者としての真正性(オーセンティシティ)が問われ、より「真正な」当事者による当事者の代弁が起きるのではないかという議論と、当事者であるのかないのかという峻別によって、非当事者と支援

² 2008.10.28:東京大学ジェンダーコロキウム『発達障害当事者研究-ゆっくりしていねいにつながりたい』書評セッションの席上で、上野千鶴子の発言。

³ 事実、「障害者による障害者心理の研究において、研究者が障害者であることを言明することは、研究論文という語りに対する正当性の付与である」(田垣2007:101)というような仕方で、当事者であることの表明が、「正当性」の付与という権威づけになるという見解も出てきている。

者、当事者との間の断絶が起きるのではないかという議論があります。

そしてこの二つの議論はともに、そのことで当事者に関する議論が閉ざされ、当事者以外には関係ないという形で当事者運動の孤立が起きるのではないかと指摘しています。中西さん、上野さんもこの危険に無自覚でいらしたわけではありません。『当事者主権』では当事者運動の組織化に伴う代弁・代表の危険性に触れています。

ですが同時に、『当事者主権』では、だれかがだれかの利益を代表し代弁するという組織化の危険性は、再び支援者と当事者の対立の枠組みに引き戻されてしまっていました。例えばモデル当事者が当事者の代表として語り出す危険に対しては、この時点では答えられていなかったのです。それは、当事者の代弁不可能性を維持しながら連帯する理論的な基盤が『当事者主権』では明示されていなかったからということになります。そして非当事者、支援者を当事者ではないと切り捨てることへの危惧は、当事者運動が支援者や非当事者などのように連帯できるのかという運動の広がりへの危惧だと受けとめられます。このような当事者と当事者、当事者と支援者の連帯をいかに確保するのかという問題意識は、次の、(2)「『支援者も当事者』という拡散」で紹介する当事者拡散の議論へとつながっています。

当事者の範囲が限定されることを懸念する人々の中には、「である」当事者の範囲を超えて当事者概念の範囲を拡散させていこうとする動きが出ています。それは、そばに続ける彼や彼女、つまり家族や支援者を当事者の範囲に含めようとする動きに加え、研究者にまで範囲を広げつつあ

ります。

例えば田垣正晋は、当事者の基礎を「イシュー」問題へのコミットメントと置くことで、研究者も当事者であると言えることができると言います。あるいは、自分もそうなるかもしれないという可能性を当事者性の基礎に置くことで、医師と患者のかかわりにおける医師の当事者性を確保できるという、高橋都の議論などもあります。

一見、こうした議論は大変魅力的な連帯を用意するように見えるんですけども、研究者（専門家）も当事者、支援者も当事者という語り方には両義的な効果があります。一つは、これまで社会的弱者の問題を他人事としていた人に対し、あなたも当事者であるという形でコミットメントを促す効果です。このような意味での当事者概念の拡散には、2003年時点では上野さんと中西さんも批判的ではなかったように思います。

「差別を作る者も、うらがえしの意味で差別の当事者」であるとし、聞く者に「あなたはどの立場に立つのか」と問いを突きつけたとした『当事者主権』は、当事者概念が拡散することの効果を期待していたとも読めます。

けれども同時に、研究者（専門家）も当事者、支援者も当事者という当事者概念の拡散は、社会的弱者の自己定義権や自己決定権を当事者主権宣言によって守ろうとした、まさにその意図を無化してしまう効果があるのではないのでしょうか。既存の権力格差はそのままに、専門家や身近な支援者によってすら抑圧されてきた人々と、専門家・支援者を当事者という同じ土俵に入れてしまったのでは、再び同じ抑圧や代弁が行われるであろうことは想像にかたくありません。

上野さんは、「当事者とは誰か？」で以上のような当事者をめぐる議論を踏まえ、当事者概念は「要援護状態」というニーズの帰属主体に対してのみ限定的に用いる、と当事者概念に限定をつけることを明示しています。では、この限定は、当事者の特権化や真正性の峻別、支援者らとの断絶、孤立へとは至らないのでしょうか。また、「あなたも当事者だ」というコミットメントを促す効果は失われてしまうのでしょうか。この点について次に、上野さんの当事者概念の基礎がニーズであり、この限定もニーズの帰属主体という形でつけられているということの意味をもう一度確認しながら考えていきたいと思います。3. 「ニーズを介した当事者の連帯と対立」をごらんください。

さて、当事者概念をめぐる議論は活発に行われてはきたんですけども、そもそもの当事者概念がニーズを基盤にしているということの意味については、あまり論じられてきませんでした。しかし当事者とはだれかにおいて、より明確になったのは、ニーズが当事者をつくるというこの点に尽きます。上野さんは、当事者の範囲に限定をつけるときに、「である」当事者かどうかという属性は問いません。ニーズの帰属主体であるかないかを問うています。当事者となることは、ニーズの主体となることです。ニーズの主体となることは、とりもなおさずクレーム申し立て活動の担い手となることです。つまり、当事者＝ニーズの主体＝クレーム申し立て活動の担い手という図式を描くことができるわけです。

ここまでの限定と拡散の議論を見れば、この図式がほとんど見落とされるか、あるいは意図的に避けられることで従来のア

イデンティティやポジショナリティ、自己語り、コミットメントのありようや、ラポールなどについての議論の繰り返しになりかけていることがわかります。ですが、「当事者」という新しい用語を採用したからには、既存の言葉では語れないことがあったと考えなければなりません⁴。そこにこそニーズについて考える意味があると思います。

本論文で上野さんは、「複数のアクターの間での利害調整は、複数の関与者の異なるニーズが顕在化することによってはじめて可能になる。そうなれば、家族もまた、当事者とは異なる自分の利害やエゴイズムと向き合わなければならなくなる。その意味で、家族介護者もまたこれまで家族ニーズという名のニーズの主体となってきたとはいえない」（上野 2008: 29）として、異なるアクターのニーズは対立し得るということを示しています。つまり、ニーズの主体である当事者同士も対立し得るということになると思います。この当事者同士の対立は、『当事者主権』では見られなかった視点です。異なるニーズの当事者がお互いに当事者だというだけで単純に連帯可能になるような事態はもはや想定されてはいないのです。ニーズの主体となるのが、クレーム申し立て活動を行うことであれば、当事者はニーズが一致している限りにおいて、同じクレーム申し立て活動の担い手となることができるはずで、つまり、当事者の連帯もまたニーズに基礎を置くとと言えます。

⁴ 上野は、アイデンティティを、多元的で複数である自己同一化の対象を、他者との相互作用の中で、個人が自ら選択し、提示できるような「多元的自己の技法」（上野 2005: 317）とすでに定義している。

ここで、レジюмеには書いていないんですけども、ニーズを用いることの利点をもう一つ紹介しておきたいと思います。それは、ニーズという概念を用いると関与の度合い、種類、権力関係などを属性に還元せずに勘案できるということです。これは先ほどの2節の中で書かせていただいているような、場所やイシューあるいは体験することの可能性といった他の概念を基盤に当事者概念を立ち上げたのでは不可能なことです。

ここまで語ってきた中で、「支援者も当事者」という言い方の誤謬は明らかになったのではないのでしょうか。支援者がみずから感得したニーズの主体となるときに、支援者も介護の「当事者」と言ってしまうのでは、当事者概念は家族ニーズと要介護者ニーズを区別不可能な「利用者」概念と同じところに落ちついてしまうと思います。

それでもなお、支援者や専門家がみずからのニーズの主体となり、「介護の」ではなく、「支援の」当事者となることには意味があると思います。それは単純に、要介護者と支援者を一体化させるためではありません。要介護者と支援者のニーズが異なること、対立し得ること、調整が必要であることを明らかにするためです。それは簡単なことではないと思います。

抑圧者が抑圧の当事者性を持たないということは、既に問題として指摘されてきました⁵。上野は、社会的弱者が当事者化する際にはエンパワメントと訓練が必要であるとしています。それは、支援者や家族、専門家にとっても同じことなのではな

いでしょうか。要介護者の当事者性を抑圧することなく、逆に当事者を抑圧しかねないみずからのニーズを認識し、調整を行っていくためには、それこそ訓練やサポートが必要でしょう。

当事者であるからといって、あるいは当事者性のみを介して単純に連帯することはできないと表明されたことで、かえって当事者概念は広がりを持ったように思います。異なるニーズの当事者は、ニーズを介して対立し、また連帯もできます。当事者間の関係にはニーズが必ず介在すると考えることで、被介護者と支援者の関係、そして当事者と当事者の関係を単純な対立でも単純な連帯でもないものとしてとらえることが可能になるのではないのでしょうか。

それこそが、「当事者とは誰か？」が明確にした当事者概念の可能性であると思います。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

大沢 どうもありがとうございました。それでは第2章「ケアサービスのシステムと当事者主権」（笹谷春美）につきまして、立教大学大学院の早川ゆりさんからコメントをいただきます。どうぞ。

早川ゆり 立教大学大学院社会学研究科M1の早川ゆりです。よろしく申し上げます。

まずレジюмеの表側の「概要」をごらんください。2章では第1点として、ケアのニーズとサービスの決定や提供をするのは政策立案者であり、ケアを必要とする当事者ではないこと、そしてサービスの提供—受領プロセスにおけるアクターの関係は官僚的な序列関係にあり対等ではないこと、その傾向は介護法改正によりますます強化されたことが指摘されます。

5 信田さよ子(2002)『DVと虐待：「家族の暴力」に援助者ができること』医学書院、p.72など。

次に第2点として、サービスの提供と受領は直接行われるケアリング関係について、現在の日本におけるモデルは自己統制小集団モデルであり、そこではタスク管理の強化、仕事のマニュアル化・効率化が追求され、当事者ニーズが尊重される社会ケアサービスの実現が困難な状況にあることが指摘されます。ケアの担い手と受け手の相互が満足するのは伝統的モデルで、それはケアの受け手についての知識を得ることができ、多様な個人や状況に応じたニーズに対応する自由を持つ唯一のモデルであるからということなのですが、このモデルでは仕事に見合わない賃金や労働条件になりがちであるとか、「高齢者のニーズもなんでもやってほしいというわけにはいかない」といった問題点があるとのことです。

それらの問題点を解消し、当事者のニーズが優先されるケアリング関係が実現されるための条件として、本論では「結論」の下のところを書いてある5つの条件が提案されています。今回はそのうち、「専門性のパラダイム転換」「ケアワーカーに裁量権を」「ケアワーカーの労働問題」を中心にコメントをさせていただきたいと思います。

それでは裏面をごらんください。まず1つ目、「総合判断力という専門性をどうやってはかるのか」について。ケアワーカーの専門性にはパラダイム転換が必要で、それは「深い共感力 empathy と、身体ケアと家事の双方のスキルに長け、TPOに応じて必要なタスクを実行できる『総合判断力』であろう」とおっしゃっていますが、本論ではその具体的な内容については触れられておらず、何となくはわかるのですが、実際どうやってはかって、どうやって

教えるのかと言われるとよくわからないなど思いました。

例えば家事スキルや深い共感力を比較的備えていると推測されるベテラン主婦であれば一深い共感力は備えているかどうかわからないんですが、(笑) 残る課題は身体ケアのみとなり、それならばその教育も難しくないように思います。でも、それらの能力がともに乏しいと推測される若年労働者や移民労働者に対しては、どのような教育プログラムが可能であるのか教えてほしいと思いました。

次に、「総合判断力はハイパー・メリトクラシーとどう違うのか」についてです。ハイパー・メリトクラシー化というのは、ちょっと前によく言われていた人間力というのもそうだと思うんですが、意欲や創造性、コミュニケーション能力といったつかみどころのない資質が社会を生き抜く上で重要度を増している現象のことです。現在の日本社会では、そのハイパー・メリトクラシー化が進行しており、それが労働者の働き過ぎを誘発し、やりがいの搾取を招いているという指摘があります。また同時に、それがケアワーカーによる自分勝手なケア、自己満足的なケアを招きかねないという指摘もあります。総合判断力というのは、こうした批判を考慮された上での概念であるとは思いますが、両者の違いがよくわからなかったので、具体的に説明していただきたいと思いました。

次に「フラットな組織編制でケアワーカーのモチベーションは保たれるのか」についてです。ケアの仕事に階層性はさほど必要ではなく、なるべくフラットな組織編制が望ましいとおっしゃいますが、キャリアアップが望めないわかっている仕事を魅力的に思えない人も少なくないのでは

(ないか) と思いました。

また、仮に身体ケアスキル、家事スキル、共感力のレベルがはかれるとして、3つのレベルの高低はケアワーカーによってそれぞれ異なると思うのですが、笹谷さんの議論では、レベルの高低に関係なく一律の賃金を支払うことになるのかなと思いました。そうすると、レベルの高低は問題でなくなるので、総合判断力を専門性にする必要もなくなるのではないかとも思いました。

66 ページに「身体介護や家事援助といった介護報酬が異なるケアサービスにケアワーカーが張りつけられるのではなく、1人ひとりスキルと共感力を兼ね備えた総合判断力を持つケアワーカーの層を厚くするのが望ましい」とあったのですが、恐らく笹谷さんの懸念は、家事援助ワーカーが身体介護ワーカーよりも低く評価されるのを防ぎたいということだと思います。それについては私も家事援助評価を高めることは必要だと思うのですが、ワーカーの中の家事援助スキルにも高低があるだろうし、身体ケアは得意だけど家事は苦手という人もいるだろうと思われるので、その中でも階層性をつくっていくほうが、もしかしたら現実的なものかもしれないとも思いました。そのように介護職の中にキャリアアップの道筋をつくり、それにより専門性を高め、賃金を上げていこうという戦略を唱える人もいるのですが、そのような主張に対してはどうお考えなのか教えてほしいと思いました。

次に「ケアワーカーに裁量権を与えることは可能か」についてです。笹谷さんは、現場に自由を与えたとしても、新しい専門性と人権尊重の理念が行き渡っていれば自由放任にはならないとおっしゃいます

が、新しい専門性と人権尊重の理念を行き渡らせることこそが大変なのではないかと思いました。ルールをつくってしまうと、それ以上にやろうとする人を抑圧することになるというのは確かですが、実際ある程度のルールがなければケアの質を一定水準以上に保つことは難しいようにも思われます。同様に、「高齢者のニーズもなんでもやってほしいというわけにはいかない」という問題をどうするかについても、具体的な方法を示してほしいと思いました。

そして最後に、「フェミニスト的問いの妥当性が不明」ということです。本論では、「ケアシステムの制度設計や制度の運営のトップは男性で、実際のケアの現場におけるワーカーや利用者は圧倒的に女性」とか、「伝統的ヘルパーの嘆きは、組織のルールを守らない問題ヘルパーとして男性指導者には低く評価される」とか、「日々のケアに携わる女性たちの経験に基づく価値観、ケア観と机上でケアシステムの効率性を追求する男性の価値観、ケア観は相入るのだろうか」というようなことが書かれていて、それで「サービスの提供—受領に見られる官僚的ヒエラルキーはジェンダー秩序である」と指摘されているのですが、その根拠の提示が見られないと思いました。

そのような根拠の提示がないまま、男性＝個人より組織を優先、女性＝組織より個人を優先という図式を自明視してしまうのは、男らしさ、女らしさにかかわるジェンダー規範を不必要に再生産することになりかねないとも思いました。

また、仮に女性がトップにいたとしても同様のことは起こり得るように思われます。実際、厚生労働省の政策立案現場には、

女性もいるし、ケアの現場には男性もいます。決定的場にいる女性の中には、既婚者であっても親に家事や育児を助けてもらっていたり、介護経験がなく現場を知らなかったりする人もいるだろうし、現場にいる男性の中には現場の声を汲み取ろうとする人も少なくないように思いました。ジェンダー序列を初めとしたジェンダーにかかわる重要な問題というのは絶対にあると思うのですが、本論では机上対現場を安易に男女に割り当ててしまっているように思われるため、そういう問題への取り組みの妨げにもなっているようで、ちょっと残念な気がしました。以上です。(拍手)

大沢 どうもありがとうございました。続いて第3章「高齢者のニーズ生成のプロセス」(齋藤暁子)について、杵渕里果さんからコメントをいただきます。どうぞよろしく願いいたします。

杵渕里果 よろしく願いします。このゼミに5年ほど参加させていただいています、保険の事務などをやっている杵渕といいます。第3章で提案されたことには3点ありました。1つ、高齢者のニーズの可変性や変化のプロセスに対応するような定期的な改善の必要性。2つ、高齢者のサービス利用経験の共有化。3つ、第三者による高齢者のニーズの汲み取り。またそれを保証するためのサービス提供者の継続性。

今回は、この3つ目の提案、ニーズの汲み取りを中心に考えてみたいと思います。

齋藤さんが調査した高齢者15人の共通点に、「自分が常にサービスを要求することの負担と、自分のニーズを察してほしいという気持ち」がありました。しかし、第三者が当事者のニーズを汲み取る、

という提案は、第1章で上野論文が「庇護ニーズ」と指摘したような、上からの押し付け福祉を誘う恐れもあります。それに留保しつつも、調査した高齢者からは、逐一要求を発する負担感が聞かれたので、「高齢者本人がすべてのニーズを言語化するだけではなく、家族やサービス提供者によるニーズの汲み取りも重要」とまとめられています。

ところで、第三者による高齢者のニーズの汲み取りは、サービス提供者の継続性によって保証されるのでしょうか。

サービス提供者の継続性とニーズの汲み取りは、必ずしも関連しないと思えます。例えば、本章の事例に登場する80歳の治夫さんは、サービス提供者3名に満足しつつも個人差を認めています。つまり継続的であれば全員が巧みに汲み取る、とは限りません。また逆に、1人の高齢者だけをずっと援助していたサービス提供者よりも、介助仕事そのものに継続性のあるサービス提供者なら、高齢者一般のニーズや不測の事態に手際のよい対処ができ、ニーズの汲み取りがスムーズで重宝するかもしれません。案外、気のきかないサービス提供者1人にずっと頼むより、ベテランにいれかわりたちかわりで頼めたほうが、快適かもしれません。

とはいえ現実的には、ベテランのサービス提供者ばかりが来ることはありえません。ですから、とりあえず同じ人が勤め続け、場合によっては気心も知れて、自分にとってのよいサービス提供者に育つのを期待するほうが合理的でしょう。

だからこそ「高齢者がもっとも望むのはサービス提供者の継続性」なのだと思います。「自分が常にサービスを要求することの負担と、自分のニーズを察してほ

しいという気持ち」に応じてくれる確立が高いからです。けれど、その継続性を、「高齢者特有のニーズにどう応えるか」といったタイトルを立てて整理していくのには疑問を感じます。持続性や、自分の要求を察してほしい気持ちは、他人を指導しながら使う立場の人なら、高齢者に限らず、たとえばマクドナルドの店長でも持つからです。不慣れな新人ばかりでは、店をきりもりできません。使用者は雇用者の継続性と仕事への慣れを望むものです。

加えて、これは自宅でなされるサービスでもあります。利用者は派遣されるサービス提供者を事前審査もできません。どういう背景好かわからない人を定期的に自宅に迎え入れるのは、高齢でない私たちにも非常にストレスがあると思えます。誰しも、なじみのできたサービス提供者は、多少サービスに不満な側面はあっても、新人に交代するよりは望ましいのではないのでしょうか。

「高齢者特有」というと、なにか、弱者に特有のニーズといったニュアンスができて、「察してあげる」といったパターンナリズムを誘いかねません。家事援助などの身辺サービスには、提供者の継続性が望まれている。でもそれは、提供者のニーズの汲み取り能力とも、利用者の高齢ゆえの負担感とも、関係のないニーズなのだと思います。

また本章では、積極的に自らのニーズを表明する治夫さんと、遠慮がちでニーズを表明できないきよさん、という2人の対照的な事例が紹介されます。消極的な人、例えば84歳のきよさんは、若いサービス提供者にクーラーをかけたいと希望され、遠慮がちな性格で断れず、結果、

風邪を引いてしまったそうです。この事例をみて、「ニーズの汲み取りが必要」といわれると、そうかなとも思うのですが、しかし、利用者が遠慮がちな性格で、だから指示しきれない部分があるだろう、といった汲み取りを、サービス提供者に求められるものでしょうか。

サービス提供者の状況を考えるに、彼らは、きよさんのように週2回の利用頻度ですむ同居家族のある高齢者から、独居で毎日サービスを利用しないとならない治夫さんまで、さまざまな家庭を訪問し、仕事しています。なかには、第4章の春日論文にでてくるような「生活の成り立っていない家」もあるでしょう。そんななかで、きよさんの性格的特性や遠慮を短時間の訪問で掌握し、言外のニーズの汲み取るのは難しかったと思います。

ほかに、きよさんが枕カバーを手縫いでつけてほしかったのに安全ピンで押し切られてしまった事例がありました。サービス提供者は、どの訪問先にも、同じサービスの質を、一定時間内でするよう求められています。こうした平均以外のサービス、個人的な習慣への愛着を汲み取ってのサービスは、難しいと思います。平等なサービス・不平等なサービスの、ジレンマに立たされてしまいます。また、現場で臨機応変に、標準家事とカスタマイズ家事をと求めている、サービスそのものが安定しません。

たしかにユーザーからすれば、自分の身体回りで半世紀以上ずっと行ってきた作業を引き継ぐような家事援助・介助が望ましいです。きよさんにとっての枕カバーは手縫いだし、治夫さんは、買物のついでに散歩を楽しみたいかもしれません。こうした多様な高齢者のニーズを「汲

み取る」のを、サービス提供者の現場の判断では処理しきれないとするなら、サービスを提供する組織として保証できるでしょうか。

介護保険の生活援助の源流は、複数の主婦による相互扶助による福祉活動でした。家事は標準化できて、どこの家庭でもだいたい同じ、とった前提があったのだと思います。いわば「その家のゆきとどいたヨメ」的な、それこそ個別の「ニーズ中心」へと向かうよりは、その周辺にとどまることで可能になったサービスでした。

これを今一度、「ニーズ中心」、個々へのきめ細かいニーズの汲み取りへと近寄せるなら、利用者ごとのカルテをつくるような、体系だったノウハウが必要になるでしょう。それに伴う利用料金やサービス提供者の能力の問題も生じます。第5章で指摘されるように、生活援助は、ただでさえ不当に安い評価額でなされています。個別のサービスが伴えば、高値が要求しやすくなるのでしょうか。逆に、それをしなければ要求できないのでしょうか。そして、そのようなサービス提供者の厳しい労働条件を考慮すれば、ニーズの汲み取り、それを保証するための「同じ人」の継続というのは、現実的には期待しにくく思われます。

家事援助、ケアワーカーといった仕事は選択可能な職業の1つで、交代可能性はゼロになりません。その中で利用者サービス提供者が、言外のニーズを汲み取れるほどに強く結びついてしまうと、交代時のユーザーの衝撃が大きくなります。どれほど利用者が望もうと、サービスは、ニーズの中心よりは周縁程度にとどまったほうが、交代時の安全弁になる

とも思えます。

このように、第三者によるニーズの汲み取りは、パターンリズムを誘う危険性、サービス提供者に保証できる労働条件、また、他人に引き継げる範囲の、ほどほどに気の効かないサービスである利点など、もっと議論してからでないと、肯定できないと思います。

最後に、この第三者によるニーズの汲み取りの提案を、『ニーズ中心の福祉社会へ』という本書のなかで考えてみたいと思います。

本書は、障害者運動をモデルにした高齢者のための当事者主権・ニーズ中心を唱えたものです。障害者運動を範とし、属性的に「当事者である」のではなく、自らのニーズを自覚し主体的に「当事者になる」。だとしたら、第3章の事例の高齢者2人は、所謂「当事者」にはみえませんでした。たとえばきよさんは、「ヘルパーさんに甘えないで、なんでも自分でやるようにしたい」と自立への気持ちが強くて、ニーズ表明を抑制します。

一般的に高齢者とは、80年ものあいだ、健常者的な価値基準で不都合なく暮らしてきた人たちです。誰の厄介にもならない気概が強い。ニーズの発信を引き受けて「当事者になる」のに抵抗がある人は多そうです。それゆえ本章では、第三者の「汲み取り」に期待した側面もあるように思いました。

高齢者が「当事者になる」のは、たしかに難しく思います。障害者運動は、若い障害者の、自分の未来のための運動でした。ところが高齢者の場合、月単位年単位で体の状態が変化し、それに伴いニーズの内容も変わります。今あるニーズを自覚し「当事者」としてクレーム申